

令和 7 年度二戸市社会体育施設「利用申込み要領」及び「留意事項」について

1 施設の概要

施設名	利用期間	利用時間
① 二戸市総合スポーツセンター	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日	午前 9 時～ 午後 10 時まで
②二戸市立二戸体育館	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日	午前 9 時～ 午後 10 時まで
③二戸市立浄法寺体育館	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日	午前 9 時～ 午後 10 時まで
④二戸市武道館	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日	午前 9 時～ 午後 10 時まで
⑤二戸市弓道場	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日	午前 9 時～ 午後 10 時まで
⑥二戸市下斗米球場	4 月 20 日～11 月 30 日	午前 5 時～ 日没まで
⑦二戸市屋内ゲートボール場	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日	午前 9 時～ 午後 10 時まで
⑧二戸市横山グラウンド (多目的運動場・テニスコート)	4 月 20 日～11 月 30 日	午前 9 時～ 日没まで
⑨二戸市浄法寺グラウンド	4 月 20 日～11 月 30 日	午前 9 時～ 日没まで
⑩二戸市労働環境施設運動広場 (大平球場)	4 月 20 日～11 月 30 日	午前 5 時～ 午後 10 時まで
⑪堀野近隣公園広場	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日	午前 5 時～ 午後 9 時まで
⑫堀野近隣公園テニスコート (休止中) ※	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日	午前 5 時～ 午後 9 時まで
⑬二戸市浄法寺運動公園 (野球場・テニスコート)	4 月 20 日～11 月 30 日	午前 5 時～ 日没まで

各施設において、改修工事等により利用不可となる場合がありますので、予めご了承ください。

※堀野近隣公園テニスコートはコート面のひび割れ・盛り上がり等により、安全性の確保が不十分であるため、利用休止とさせていただいております。ご了承ください。

2 「貸切利用申込み手続き」 ※対象施設 ①・②・③・⑦・⑧・⑨・⑪

- (1) 各学校部活動（小中高等学校）、各競技団体（体育協会加盟団体）、スポーツ少年団、クラブ（一般）等の「貸切利用予定申込み」は、**団体登録※1**を行った後、「利用予定申込書」により、利用月の前月19日までに窓口又はFAXにより申し込むこと。
- (2) 団体登録は1団体1登録となる。**同一団体で複数の登録はできません。**ただし、学校部活動においてはこの限りではありません。
よって、**「利用予定申込書」は一登録団体一つにまとめて提出すること。**
- (3) 「利用予定申込書」を締切後、当方において特定団体に利用回数等が偏らないよう「利用日を調整」し、申込み月の25日頃までに各団体へ連絡をします。
- (4) 上記(3)の調整結果連絡後「利用日前日」までに「利用許可申請書」の提出および「利用料」の納入をお願いします。その際に「利用許可書」を交付します。
- (5) 申請は、代表者又は連絡担当者が申し込むこと。

※1：団体登録とは

令和7年度より開始する、利用予定申込書を提出するために必要な手続きとなります。利用団体の活動内容や頻度などを聞き取り、利用調整を円滑に行うためのものです。

年度内で初めて利用予定申込書を提出する際に手続きを行っていただきます。

3 「貸切利用申込み手続き」 ※対象施設（野球場関係） ⑥・⑩・⑬

- (1) 各学校（小中高等学校）、各競技団体（体育協会加盟団体）、スポーツ少年団、クラブ（一般）等の「貸切利用予定申込み」は、下記条件にて予約受付を行います。

予約受付開始 **令和7年4月6日（日）より**

受付初日は **スポーツセンターでのみ** 対応いたします。

① 4/6 9時～12時 窓口受付のみ（来館順での対応）

② 4/6 13時より 電話受付開始

※できるだけ多くの団体が利用できるよう、

4/6に限り、各施設1団体 **各月2回まで** の受付とします。

③ 翌日より通常受付開始（FAXを含む）

翌日以降、予約状況に空きがある場合は先着順による受付となります。

- (2) 予約申込後は、できるだけ早めに「利用許可申請書」の提出および「利用料」の納入をお願いします。その際に「利用許可書」を交付します。
- (3) 申請は、代表者又は連絡担当者が申し込むこと。

- 4 「利用申込み」・「利用許可申請書」の受付・手続き・問い合わせ時間について
- ◎ 二戸市総合スポーツセンター 9～21時（問い合わせのみ22時まで）
対象施設 ①～⑬ （全施設）
- ◎ 浄法寺体育館 9～17時
対象施設 ③・⑨・⑬ （浄法寺地区） となっております。
※浄法寺体育館での夜間対応は出来かねますのでご注意ください。

☆ 提出先および問い合わせ先

二戸市総合	【 電話番号	0195-23-7211 】
スポーツセンター	【 FAX番号	0195-23-5031 】
浄法寺体育館	【 電話番号	0195-38-3042 】
	【 FAX番号	0195-38-3042 】

5 「貸切利用」に係る留意事項

- (1) 利用申込については、学校行事等スケジュールを踏まえた上で計画を立て、申し込むこと。
- (2) 利用調整や先着順での利用申込後のキャンセルについては、速やかに申し出ること。他にも利用されたい方もあることから、施設の有効利用を図るうえでもご協力をお願いします。
- 大会・練習試合等の利用申請時、要項や組み合わせ等を持参の上で早めに申し込むこと。
- (3) できるだけ多くの団体が利用できるよう長時間の占有は避けること。
- スポーツセンターについては、17:00～20:00 は利用上限を2時間とします。
- (4) 中学生以下の活動は健康面等を考慮し、週あたり平日1日以上、週末1日以上の休日を設け、平日2時間程度、休日3時間程度以内の利用とすること。
- （二戸市教育委員会、小・中学生スポーツ活動指針より。）
- 活動終了時刻についても指針に則った時刻とすること。超える場合は理由を聞くこともありますのでご注意ください。
- (5) 部活動及びスポーツ少年団活動においては、必ず指導者等成人の方が立ち会い、事故等のないよう努めること。
- (6) 利用時間には、「準備・整備・整理・清掃」も含まれています。また、利用後は、必ず清掃を行ってから退出するようお願いします。
- （安全上の理由からバスケットゴールのみ管理者が準備・片付けを行います。あらかじめ設置されている場合を除き、他競技と平等性を図るため開始時間より準備を行い、終了時間5分前には片付けを始めます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。）
- また、スポーツセンター利用の際、最初に来館された方は受付にて日誌と競技に応じた準備用の物品を受け取ってください。利用終了後は速やかに返却をお願いします。

- (7) ミーティング等を行う場合は、他の団体・利用者へ迷惑（出入口や通路をふさぐ、ロビーの占有等）とならないよう配慮すること。
また、送迎時において玄関・出入口付近に待機されますと、他の利用者への迷惑となりますので配慮すること。
- (8) 体育機器・用具、施設等を「破損」「紛失」した場合は、「速やかに管理者へ申し出るようお願いします。また、原状復帰が原則となっておりますので損害額を賠償していただく場合があります。
ケガ・事故・損害賠償等、万一に備えスポーツ安全保険等にご加入されることをお薦めいたします。
- (9) 屋内施設において、利用者の健康上の理由でスポーツドリンク等を飲用する場合には、スクイズボトル等キャップの閉まるもので、かつフロアに防水シートを敷いた場合のみ許可する。なお、こぼした場合は速やかにふき取ること。
- (10) 屋内施設において、いす・テーブル等使用する場合は床が傷つかないようにフロアシートを敷いて使用すること。
- (11) 屋外施設において、石灰を使用する場合はスポーツ石灰とし、利用者が用意すること。
- (12) 全施設、施設内での火気の使用は禁止となっております。
ただし冬期間の屋内施設利用時における暖房器具の使用については、許可制となっております。使用を希望される際は、「暖房器具等使用許可申込書」にてお申し込みください。
- (13) 許可なく施設内の電源を使用しないこと。使用が想定される場合には、申請時または施設利用前に管理者へ申し出願います。
個人的なコンセントの使用も行わないこと。
- (14) 注意事項を守らず、再三の注意にも応じない場合には、許可を取消すことがあります。
- (15) 利用にあたっては、管理者の指示に従うようお願いします。
- (16) 改正健康増進法に伴う受動喫煙防止対策により建物内は全面禁煙とします。
屋外喫煙所は常設いたしませんので、皆様のご理解とご協力をお願いします。